

高知県海外現地アドバイザー（台湾）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知県内企業の台湾における工法等に関する販路拡大（以下、「外商活動」という。）の強化を図り、事業を着実に推進するため、台湾の土木・建設市場に関する知見や人脈を有する専門家を高知県海外現地アドバイザー（台湾）（以下「アドバイザー」という。）として設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 アドバイザーの職務内容は、次のとおりとする。

- （1）県及び公益財団法人高知県産業振興センターが行う、工法等に関する台湾での外商活動の支援に関する助言や支援
- （2）県内事業者が行う、工法等に関する台湾での外商活動に関する助言や支援

（委嘱）

第3条 アドバイザーは、設置目的に照らして適当と認められる者の中から、知事が委嘱する。

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

（委嘱の解除）

第5条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときには、その委嘱を解除することができる。

- （1）アドバイザーから委嘱の解除の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- （2）前号のほか、アドバイザーの委嘱を解除すべきやむを得ない事情があると認められるとき。

（守秘義務）

第6条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

（謝金及び費用弁償）

第7条 アドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内において謝金を支給するものとする。また、業務に伴う旅費は、県の旅費規程に基づき別途支給する。

（庶務）

第8条 アドバイザーに関する庶務は、高知県商工労働部工業振興課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。